

公 表 第 13 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年8月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
54	協働推進部	地域コミュニティ課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No8. まちづくり推進事業費補助金 (3)結果 (意見1) 複数校区において、校区が自治会に対して本補助金の活用を促していることや、旧4町地域において、校区が組織として醸成されてきたこともあり、新規事業や従来事業の拡充などが見られ、件数・単価ともに増加が見込まれている。それにもかかわらず、現在までのところ予算枠が十分に活用されていないことは一考を要する。仮に本補助金に予算枠ほどの需要がないなら、予算枠を削減し、他の必要な歳出に充てるべきであるし、需要があるのであればなぜ活用されていないのか、その原因を収集、分析し、その内容に応じた対策をとる必要がある。	意見	当該補助金については、校区からの要望を踏まえ、予算の一部を他の事業費予算に充ていたしました。また、他の補助金との一部集約化も行いましたので、より校区の実情に即した補助金の運用が可能となりました。
58	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No9. 同和対策事業費補助金 (3)結果 (指摘1) 団体によって、実績報告書における支出項目が、人件費、借上げ料など費目毎となっているものと、教育宣伝活動費、支部活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。
60	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No10. 校区人権啓発推進協議会補助金 (3)結果 (指摘1) 年間の人権啓発活動に235千円以上の経費を要し、超過部分を自己負担している校区がある一方で、人権啓発活動の横断幕の購入に備えて、毎年一定額の積み立てをしている校区もある。啓発活動に要する高額な物品の購入にあたっては、積立に係る一定のルール設定や別枠の補助金とするなどの方法も検討すべきではないか。	指摘	積立に係る考え方や、補助金の使途に関する市の考え方の周知徹底を図るため、各校区人権協に改めて通知・指導を行いました。
65	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No12. 解放会館運営費補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における支出項目が、人件費、借上げ料など費目毎となっているものと、情報発信費、地域連携費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。
79	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No17. 人権擁護委員協議会補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における支出項目が、通信運搬費、印刷・消耗品費など費目毎となっているものと、宣伝費、相談活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。

172. 173	農政部	農政課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No61. 農業まつり補助金 (3) 結果 (意見1) 実績報告書において、実施した事業内容自体は概ね詳細な報告がなされている。 しかし、その結果、目的に照らしどのような効果・成果がどの程度得られたのか、分析・検討がなされておらず、あるいは、分析・検討しうる報告がなされていない。 具体的には、「ふるさとくめ農業まつり」は、その事業計画において、「生産者と消費者がともにまつりの会場に集い、くめの豊かな実りに感謝するとともに、久留米の食と農に関する情報発信、情報交流、体験を通して、久留米市の食料・農業・農村に対する市民の理解と参加の促進を図ること」、「6次産業化、農商工連携、農産物のブランド化、地産地消などの取り組みについての周知を行うとともに、くめ食育フェスタを同時開催することで、久留米市食育推進プランに基づく食育の普及、実践の機会とし、しっかりと地域に根差したくめの農業や農産物のさらなる認知度の向上と消費の拡大を図り、久留米産農産物の販売力強化を促進する契機とする」ことが目的として掲げられている。 しかし、実施した結果、実際、どの程度、市民の理解と参加が得られたのか、どの程度、食育の普及・実践の機会が得られたのか、どの程度、認知度の向上と消費の拡大が図られたのか、判断し得る情報が記載されておらず、これらを判断することができない。 したがって、これらを判断しうる程度の事業内容と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>「ふるさとくめ農業まつり」は、農業者と消費者の相互理解及び交流を促進する目的で実施しているが、実績報告書には、市民の理解促進がどのくらい図られたかなど判断する資料が添付されていなかった。農業まつりにおいては、市民アンケートを実施しており、その結果を実績報告書に添付するよう指導を実施した。</p>
175	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見1)「福岡県苗木農業協同組合」について 実績報告書における活動報告は、実施した時期とタイトル(検討会や講習会等)のみであり、その詳細が把握できない。また、実施した結果、植木・花き生産団体としての活性化に、どのようにどの程度寄与したかについての効果に関する報告がない。 この点、担当者からのヒアリングの結果によると、検討会や講習会等は、その性質上、成果を評価することは困難であるし、そもそもの本交付金の趣旨が、植木・花き生産業界を支援することに主眼があり、当該団体がその目的に沿った活動をしている以上、支援をしていくべきであるという観点に立っていることから、詳細な活動内容やその効果の評価まで求める必要性は低い、とのことであった。 確かに、かかる観点や考え方に一定の理解を示すことはできる。そのため、実施した活動内容によっては、目的に沿っていることが把握できれば、それほど詳細な活動内容の報告までは求める必要がないものもあるといえる。 しかし、市税を特定の団体に特定の目的のために投入する以上、それが効果的・効率的なものであるかを何らかの客観的資料等に基づき常に分析・検討・評価する必要はあるし、少なくとも、交付先の団体が特定の目的のもとに補助金を使用して事業を行っていることを意識して報告を行う必要がある。 したがって、少なくとも、当該団体として、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>

175.176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見2)「久留米地域植木・花卉市場連絡協議会」について 上記と同様に、具体的な活動内容が把握できない報告書である。 また、「事業効果」と題して報告がなされているが、記載内容は、「事業内容」であって、「効果」ではない。 上記と同様に、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。 また、同協議会の平成28年度の事業については、事業費の10%を超える約38万円の余剰金が生じ、原則として久留米市に返還しなければならないところ、平成30年度の「全国つつじサミット2018inくろめ」のPRを強化するため次年度への繰り越し依頼がなされている。そして、久留米市は、これに対し、「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」し、繰越を認めている。 しかしながら、平成28年度の事業費を次年度に繰り越すための根拠に関する資料が不足していることから、どのような根拠に基づき、当該繰越依頼に対して「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」したのか、監査上、その合理性の検証ができない。 例外を認める際の具体的根拠についてしっかりと説明と検討を踏まえたことを示す客観的資料を残すべきである。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。また、繰越については、その根拠に関する資料が不足しているとの意見に鑑み、繰越を認定した資料を整理しました。</p>
176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見3)「久留米花卉園芸農業協同組合」について 事業の実績とその成果を評価するという視点で報告がなされており、この点は評価できる。 もっとも、事業内容の報告が簡潔にすぎ、もう少し詳細な内容を記載したり写真を添付したりするなどして活動内容が分かりやすく伝わる工夫をしていただきたい。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>
176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見4)「久留米花卉生産組合」について 上記久留米花卉園芸農業協同組合で述べたのと同様である。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>
176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見5)くろめ緑花センター協同組合」について 福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>
176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3) 結果 (意見6)「久留米市植木農業協同組合」について 福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>
177	農政部	生産流通課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No63. 野菜価格安定事業費補助金 (3) 結果 (意見1) 本件は、国・県・市町村が負担金として拠出(造成)したものを社団法人ふくおか園芸農業振興協会が集約し運用する事業に対する交付であり、損金を補償するという損害保険に類するものとして、通常の補助事業とは一線を画されるもののように思える。 官公庁が負担するものとしての負担金と補助金の区別論争には言及しないが、支出科目に「負担金」という科目があることから、科目変更も一考してよいのではないか。</p>	意見	<p>H30年度予算より「負担金」に科目変更済</p>

181	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3) 結果 (意見1)「久留米つつじまつり実行委員会」について 実績報告書の内容は、経費の配分と収支計算書のみとてよく、具体的な事業の内容やその成果・効果についてほとんど把握できないものとなっており、問題である。 久留米市としては、つつじまつりは、市の花であるつつじに触れる大事な機会であると捉えている。しかしながら、事業団体からの報告内容は詳細等について不十分なものとなっているのではないと思われる。 効果的・効率的な事業実施のため、詳細な事業内容とその成果についての報告をさせるべきであり、そのような指導・監督をしていただきたい。	意見	事業内容等の詳細が不足しているとの意見に鑑み、今後は事業内容、その成果について実績報告において報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。
181	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3) 結果 (意見2)「久留米菊花振興会」について 事業報告書は、久留米市菊花振興課の年間を通じた活動の概要について把握できるが、当該団体に補助金を交付することにより、その目的である「地域特産物の普及促進」にどのように結びつくのか分かりにくい。 おそらく、菊花団体の活動を支援すること自体が、普及促進につながるという考えのもと交付されているものと理解されるが、市税を特定の団体に特定の目的のために交付する以上、少なくとも、当該団体の事業活動の効果や課題について報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。
181	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3) 結果 (意見3)「田主丸巨峰会」について 「久留米菊花振興会」で述べたことが同様に当てはまる。また、事業の詳細についての添付資料が不足しているため、その活動内容が一読して分かる程度の報告はするよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。
181,182	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3) 結果 (意見4)「グリーンフェスティバル実行委員会」について 実施した事業内容については概ね把握できる報告書となっているが、様々なイベントが、緑化用樹木等の普及推進とどのように結びつくのか判断できない。 各種イベントごとに、緑化用樹木等の普及推進を図るためにどのような工夫をしたのか、その成果はどうであったか、課題はどこにあるのか等の視点にたって報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。
182	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3) 結果 (意見5)「浮羽菊朋会」について 「久留米菊花振興会」、「田主丸巨峰会」で述べたのと全く同様である。 補助金の目的に沿って検証ができるように報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。
186	農政部	生産流通課	第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No68. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金 (3) 結果 (指摘1) 実績報告書における当該利用組合の決算書につき、支出について、専任雇用費と臨時雇用費の科目があるが、専任雇用と臨時雇用のいずれの人件費も専任雇用費に計上しているため、それぞれの科目に正しく計上されるよう、是正、指導等を行っていただきたい。	指摘	専任雇用費と臨時雇用費それぞれの科目に正しく計上するよう指導・是正済。

188	農政部	農政課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No69. 食育推進事業費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>「くるめ食育フェスタ」に関して、事業内容の概要については報告されているが、その詳細についての報告がなされていない。 「くるめ食育フェスタ」は、「食育の認知度・関心度の向上を図るとともに、市民自ら食育を実践する力を養うことで、『市民みんなが参加し、協働する食育』を推進することを目的に、第3次久留米市食育推進プランにおける、市民への食育啓発の中心事業として実施する」ことが目的として掲げられている。 しかし、実際に事業を実施した結果、上記目的に対し、どのような成果がどの程度得られたのか判断することができる内容が報告されていない。 したがって、これらを判断しうる程度の事業内容の詳細と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>食育フェスタの実績報告において実際に市民が展示コーナーや体験コーナーを訪れている写真の掲載、体験コーナー等の参加人数の把握が出来る催しの参加人数の明記を行う等是正を行った。 また、食育フェスタは農業まつりと同時開催しており共用の市民アンケート調査を行っている。次年度から、食育フェスタへの意見を回答する項目を別個に作り事業成果の検討に繋げたい。 食育推進会議では、食育フェスタの実績報告に加えて第3次食育推進プランの進捗確認も行っている。それぞれの事業で実績報告を行っていたが、今回から食育推進会議全体の成果について報告を追加した。</p>
342.343	都市建設部	防災対策課	<p>第4章 各別 各論 (交付金) 1. 都市建設部 No115. 久留米市消防団運営費交付金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>まず、各消防団からの実績報告について、収支計算書上における勘定科目の設定が適切になされておらず、支出実績の内容を適切に把握することができていないことが挙げられる。上述した概要における会計検査収支科目の説明の図より、平成28年度における収支計算書上の支出の部に係る出場訓練費には、災害、各種訓練等に係る諸経費のみならず、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)が含まれており、各種訓練等に係る実態経費を把握することが困難な状況である。 次に、所管部署における指導・監督について、指導・監督する立場である所管部署の管理の運用状況が不十分な点が挙げられる。交付金は、統合後の平成22年度から平成28年度まで、収支計算書の項目内容等の見直しは実施されなかった事実がある。 なお、所管部署では、平成29年度より収支計算書の項目内容の見直しを実施しており、災害、各種訓練等に係る諸経費のうち、出場訓練費(公費的経費)とし、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)を訓練慰労費(費用弁償的経費)と区分を明確にしている。なぜ、平成29年度より収支計算書の項目内容等の見直しを図ったのかという合理的な理由が乏しいことは否定できないものの、現在の所管部署担当者において交付金に係る収支計算書の適正な実績管理に向けての取り組み並びに姿勢は評価できる点と考える。</p>	指摘	<p>収支計算書の項目につきましては、適正な事業実施のため、平成29年度より会計処理要領の見直しを図っております。 今後も、必要な見直しを適宜行いながら、適正な会計処理に努めてまいります。</p>
343	都市建設部	防災対策課	<p>第4章 各別 各論 (交付金) 1. 都市建設部 No115. 久留米市消防団運営費交付金 (3)結果 (意見1)</p> <p>平成29年度より収支計算書における勘定科目の見直しを実施しているものの、各消防団等において事務作業の混乱をきたさぬよう、所管部署による運用方法変更の周知活動が重要であり、かつ当該活動を継続し運用の定着を図ることが重要である。 また、下図における消防団運営事務費及び消防団活動費について、当該費目間における予算金額の振替えは実施しない。したがって、収支実績を確認するにあたり、費目間における振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を構築することが必要である。 最後に、消防団の活動自体は地域貢献の観点から地域防災力の向上及び消防団員の士気高揚など必要な活動かつ重要と考えられる。したがって、臨時的な大規模災害等が発生した場合には、消防団の活動経費等も増加することが見込まれることから、既存の予算額の範囲内における活動経費では十二分に賅いきれない側面もあることは否定できない。当該事業が発生した場合には、予算額を上方修正し支給額を増額する等の柔軟な見直し等を図ることも必要と考えられる。</p>	意見	<p>平成29年度に会計処理要領の見直しに伴い、収支計算書の項目の変更を行い、補助交付団体に対して適宜説明を行ってまいりました。今後につきましても、運用の定着に向けて、消防団幹部会議などを通じて、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと考えております。 また、大規模災害等が発生した場合の活動経費につきましては、事業が発生した場合は、関係部局等との協議等を含め、必要な対応を図っていききたいと考えております。</p>